

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

7 終活に関する支援

62 やすらかパック事業 (保健福祉局地域福祉課)

「自分が死亡した後のことが心配」という人との生前の契約により、死後事務(直葬、納骨、家財処分、役所の手続きなど)を行います。

1 内容

身寄りがない高齢者などの抱える死後事務手続きの不安を解消するため、福岡市社会福祉協議会と死後事務の委任契約を結び、利用料を支払っていただくことで、保険の仕組みを利用し、福岡市社会福祉協議会が委託した業者が死後事務(直葬、納骨、家財処分、役所手続きなど)を行います。

2 対象者

以下のいずれにも該当する人

- ・福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の人
 - ・明確な契約能力を有する人
 - ・生活保護を受給していない人
 - ・保険会社の申込要件に該当する人
(5年以内に癌を罹患していない、要介護2以下など)
 - ・死後事務を行うことのできる親族がいない人
 - ・「声の訪問」などの見守りサービスを利用できる人
- ※契約にあたり、遺言書の作成が必要です。

3 利用料

毎月 3,000円～7,500円

(申込時の年齢や健康状態で利用料が変わります。)

※途中解約された場合、お支払いいただいた利用料の返金はありません。

4 利用方法

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンターにお申し込みください。

5 注意事項

- ・申込みには、住民票や戸籍謄本などの添付書類が必要です。
- ・申込みできる人であっても、保険審査などによってご利用できない場合があります。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 市民福祉プラザ4階

TEL 720-5356 FAX 751-1509

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

7 終活に関する支援

63 ずーっとあんしん安らか事業 (保健福祉局地域福祉課)

「自分が死亡した後のことが心配」という人との生前の契約により、死後事務(葬儀、納骨、公共料金などの清算、家財処分)などを行います。

1 内容

身寄りがない高齢者の抱える死後事務手続きの不安を解消するため、福岡市社会福祉協議会と死後事務の委任契約を結び、あらかじめ預託金をお預かりして、契約者が亡くなった時に預かった金額内での死後事務(葬儀、納骨、家財処分、役所手続きなど)を行います。

また、死後事務の委任契約を締結後、必要に応じて、有料にて書類などの預かりや入退院支援を行います。

2 対象者

以下のいずれにも該当する人

- ・福岡市内に居住する70歳以上の人
※同居者がいる場合、全て70歳以上の親族であること
- ・明確な契約能力を有する人
- ・原則として子がないこと
- ・生活保護を受給していない人

3 利用料

- ・入会金 15,000 円(税込)
- ・年会費:10,000 円(税込)
- ・預託金
葬儀・納骨費用、公共料金の清算など:500,000 円～
※預託金の1割を執行費用としております。
残存家財処分:業者見積額

4 利用方法

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンターにお申し込みください。

5 注意事項

福岡市社会福祉協議会の職員が、定期的な連絡や訪問をします。

【問い合わせ先】

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 市民福祉プラザ4階

TEL 720-5356 FAX 751-1509